

近畿地方整備局事業評価監視委員会（令和4年度第3回） 議 事 録（速報版）

1. 日 時 令和4年 11月7日（月） 13：00～15：00
2. 場 所 大阪合同庁舎第1号館 第1別館（2階）大会議室（Web併用）
3. 出席者
 - 委 員 山田 忠史 委員長
市川 温 委員、井上 定子 委員、金子 秀一 委員、
川本 義海 委員、清水 陽子 委員、高橋 司 委員、
前迫 ゆり 委員、水谷 文俊 委員
 - 近畿地方整備局
近畿地方整備局局长、副局长、副局长兼総務部長、企画部長、
建政部長、河川部長、道路部長（代理：道路企画官）、
港湾空港部長、営繕部長（代理：営繕品質管理官）、用地部長、
統括防災官
4. 議 事
 - (1) 開 会
 - (2) 議 題
審議
 - [再評価]（重点審議）
 1. 一般国道163号 清滝生駒道路
一般国道163号 精華拡幅
（一体評価）
 2. 加古川総合水系環境整備事業
 3. 野洲川直轄河川改修事業
 4. 和歌山下津港海岸直轄海岸保全施設整備事業
 - [再評価]（一括審議）
 1. 一般国道28号 洲本バイパス
 2. 淀川特定構造物改築事業（阪神なんば線淀川橋梁）
 3. 木津川上流直轄河川改修事業（上野遊水地）
 4. 円山川直轄河川改修事業
 5. 柴山港柴山地区避難港整備事業

5. 審議結果

[再評価] (重点審議)

1. 一般国道163号 清滝生駒道路・一般国道163号 精華拡幅 (一体評価)
審議の結果、「一般国道163号 清滝生駒道路」「一般国道163号 精華拡幅」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針(原案)のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。
2. 加古川総合水系環境整備事業
審議の結果、「加古川総合水系環境整備事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針(原案)のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。
3. 野洲川直轄河川改修事業
審議の結果、「野洲川直轄河川改修事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針(原案)のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。
4. 和歌山下津港海岸直轄海岸保全施設整備事業
審議の結果、「和歌山下津港海岸直轄海岸保全施設整備事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針(原案)のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。

[再評価] (一括審議)

1. 一般国道28号 洲本バイパス
審議の結果、「一般国道28号 洲本バイパス」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針(原案)のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。
2. 淀川特定構造物改築事業(阪神なんば線淀川橋梁)
審議の結果、「淀川特定構造物改築事業(阪神なんば線淀川橋梁)」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針(原案)のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。
3. 木津川上流直轄河川改修事業(上野遊水地)
審議の結果、「木津川上流直轄河川改修事業(上野遊水地)」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針(原案)のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。
4. 円山川直轄河川改修事業
審議の結果、「円山川直轄河川改修事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針(原案)のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。

5. 柴山港柴山地区避難港整備事業

審議の結果、「柴山港柴山地区避難港整備事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。

※委員会の詳細な議事録は、近畿地方整備局ホームページで後日掲載します。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/ippan/zigyohyoka/index.html>

以 上